

## 被災者生活再建支援制度のご案内

(令和元年7月現在)

## 1 被災者生活再建支援制度の内容

被災者生活再建支援法に基づき、平成30年7月5日からの大雨災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯（被災世帯）に対し、支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。

住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の2つの支援金が支給されます。

## 2 対象となる被災世帯

※ 支援金の申請者は、被災世帯の「世帯主」となります。

広島市内に居住の世帯で、大雨災害により、

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が大規模半壊した世帯
- (3) 住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯
- (4) 敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

## 3 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

A：基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給する支援金）

B：加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）

区 分		A：基礎支援金	B：加算支援金	計A+B
		住宅の被害程度	住宅の再建方法	
複数世帯 (世帯の 構成員が 複数)	全壊世帯	100万円	建設・購入 200万円	300万円
			補修 100万円	200万円
			賃借 50万円	150万円
	大規模 半壊世帯	50万円	建設・購入 200万円	250万円
			補修 100万円	150万円
			賃借 50万円	100万円
単身世帯 (世帯の 構成員が 単数)	全壊世帯	75万円	建設・購入 150万円	225万円
			補修 75万円	150万円
			賃借 37.5万円	112.5万円
	大規模 半壊世帯	37.5万円	建設・購入 150万円	187.5万円
			補修 75万円	112.5万円
			賃借 37.5万円	75万円

※ 住宅が「半壊」又は「大規模半壊」のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておく危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、「全壊」として扱われます。

※ 加算支援金の「賃貸住宅」については、公営住宅や仮設住宅への入居は除きます。

## 4 申請の期限

A 基礎支援金 : 令和2年8月4日(火)まで

B 加算支援金 : 令和3年8月4日(水)まで

## 5 申請に必要な書類

### 《A：基礎支援金》

#### (1) 全ての世帯

- ① 被災者生活再建支援金支給申請書
- ② 被災証明書（各区役所地域起こし推進課で発行）
- ③ 世帯全員の住民票の写し  
（平成30年7月5日時点の住所がわかり、個人番号を除く各記載項目に省略のないもの。）
- ④ 申請者（世帯主）の振込口座の通帳のコピー  
（金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人の「ヨミガナ」が印字された部分）

#### (2) 住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯（①～④に加えて）

- ⑤ 閉鎖事項証明書（滅失登記簿謄本）⇒ 法務局で交付されます（手数料～700円）。

#### (3) 敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（①～④に加えて）

- ⑥ 閉鎖事項証明書（滅失登記簿謄本）⇒ 法務局で交付されます（手数料～700円）。
- ⑦ 敷地被害を証明する書類（敷地修復工事に係る契約書のコピー及び復旧地の工事前後の写真）

### 《B：加算支援金》＝全ての世帯

- ⑧ 住宅の建設・購入、補修又は、賃借が確認できる契約書(又は見積書+領収書)等のコピー
- ※1 契約書の内容が不明確な場合には、追加で見積書等の添付をお願いすることがあります。
- ※2 補修区分は建物本体に関わる工事が対象となります。  
（ただし、沈下修正工事は土地に関する工事ですが、例外的に対象となります。）。

## 6 その他の留意事項

- ① 自己所有の住宅に限らず、借家やアパート等の賃貸住宅に居住の場合も対象となります（住宅の所有者が実際に居住していない場合は対象となりません。）。
- ② 基礎支援金と加算支援金を同時に申請する必要はなく、最初に基礎支援金の申請を行い、住宅の再建方法が決まってから加算支援金の申請をすることができます。
- ③ **加算支援金について**、「賃貸住宅」50万円で申請・受給した後に、申請期間内に「建設・購入」を行う場合は、2回目の申請を行うことができます。その場合、支給額は「賃貸住宅」50万円と「建設・購入」200万円との差額150万円となります（2回目に「補修」で申請する場合も同様）。  
なお、「補修」で受給済みの場合、「建設・購入」による再申請（差額申請）はできません。
- ④ 申請書の受付後、不足の書類があった場合など、あらためてご連絡させていただく場合があります。

## 7 支援金の支給

- 申請書は、広島市（区役所生活課）で受付後、広島県を經由して、本制度の実施機関である公益財団法人都道府県センター被災者生活再建支援基金部（被災者生活再建支援法人）に送付され、同法人において申請書の内容審査の上、支給金額を決定し、指定された金融機関等の口座に支援金が振り込まれます。（申請受付後、振り込まれるまで、1か月から1か月半程度かかります。）
- ※ 世帯員全員が死亡された場合や、単身世帯の方が支給を受ける前（申請後の場合も含みます。）に亡くなられた場合は支給されません（支援金は相続の対象になりません。）。

## 8 書類の提出先・お問い合わせ先

各区厚生部生活課